

【市長への手紙】令和5年11月受付分

※手紙及び回答の要旨（一部）を掲載しています。

「一時保育について」

意見	<p>夫婦ともに実家が遠方で親を頼れない為、一時保育を利用したいのですが、次月分の予約開始日の午前中に直接園に紙を持って行っても、既に枠がいっぱいで取れないような状況です。</p> <p>月5日までという上限を無くし、もっと気軽に利用できるような制度にして頂きたいです。</p>
回答	<p>本市では、現在、公立3園と民間5園で一時保育を実施しております。このうち、公立の園においては、お子さまの育成上の配慮の観点から、育児リフレッシュを目的とした一時保育の利用を月5日以内とさせていただいているところです。</p> <p>また、一時保育の需要が増えていることから、保育士を募集しておりますが、保育士を十分に配置することができていないことから、予約が取りにくい状況となっております。引き続き、市のホームページやSNS、民間の有料広告等を活用するほか、近隣の保育士養成校との連携を図るなど、保育士の人材確保に取り組んでまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>ご意見をいただきました一時保育の予約方法については、事前予約システムの導入など、スムーズに手続きが進められる仕組みを検討してまいります。</p> <p>一時保育のほか、認可外保育施設等のご利用のことなど、お子さまの保育に関する困りごとがありましたら、お気軽に保育課までご相談ください。</p>
	担当課 健康こども部 保育課 0439-56-1184

「君津中央公園のペット立入可否について」

意見	<p>君津中央公園は公園設立の際にペット立入禁止となったそうですが、それを決定した協議から15年以上経過しています。</p> <p>そのため、再度協議を開いていただきたくご連絡しました。</p> <p>一部エリアのみ開放や柵を設ける等してペットものびのび遊ぶ事の出来る公園となる事が理想です。ご検討よろしくお願ひします。</p>
回答	<p>公園は、良好な景観の形成、防災性の向上、人と人との交流と豊かな地域づくりに資する交流の空間の提供を目的に設置されております。</p> <p>君津中央公園につきましては、公園のリニューアルにあたり地域の皆さまの声を反映し、利用者が快適に利用できるよう、独自に様々なルールを設定しています。</p> <p>ペット入園禁止のルールについても、以前から犬の噛みつき、ブラッシングの際の毛や糞の放置等の安全・衛生面が問題となっております。</p>

した。リニューアルに際し、公園を利用する飼い主の方々への啓発活動を行いました。改善が見られなかったことから、近隣自治会の代表等から構成される君津中央公園整備事業懇談会においてペットの入園禁止を決定したものです。

いただいたご要望については、君津中央公園整備事業懇談会が解散しているため、市で検討いたしました。当公園は未就学児を含め多くの方が利用されており、人とペットを安全にすみ分けするスペースが公園内に確保できないことや、常駐する管理者がいないことから、ご要望にお応えするのは困難な状況です。

なお、内みのわ運動公園においては、人とペットが互いに気持ちよく、のびのびと遊べるレクリエーションの場として「ドッグラン」を設置しておりますので、ご利用を検討していただければ幸いです。

これからも安全・安心な公園の環境づくりに努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

担当課 建設部 公園緑地課 0439-56-1472